

第5回会議録（要旨）

< 日 時 > 平成18年7月21日(金)午後2時～

< 場 所 > 柏原市立国分図書館

< 出席者 >

阪本豊子、瀬能邦子、豊田陽夫、西上康雄、宮本知幸、森本周代、柳井勉

< 内 容 >

（会議内容の要約）

（1）最初に事務局より、これまでの4回に亘る議論を踏まえ、各委員の意見をまとめた条例(案)の項目についてそれぞれ説明

（各委員からの主な意見）

- ・ 条例が出来ることによって、何がどう変わるのか明確にする必要がある。
- ・ 市民が市政に参加できる手続きについてわかりやすくしないといけない。
- ・ 条例が出来たとしても、今までのような既存の縦割り行政では適切な判断や運営が出来ないのではないか。
- ・ 市長直轄の横断的な専任部門を新しく作る必要があり、事業化を行うにあたり民公協働型のプロジェクトチームをつくることまで決めておくべきであると思う。
- ・ この条例策定委員会の目的は市民と市が協働で取り組むための骨子をつくるものであり、市民の権利や市の責務を明記し、市民参加を明確にしたことの意味は重要である。従って今後この条例を活用し推進するのは行政や議会に委ねることとなる。
- ・ この条例がどんなに立派なものであっても、市や議会が具体策を出して、市民参加を推進していかなければ意味がないので市長への提案時に条例案とは別に「具体的推進のための提言書」を添付してはどうか。
- ・ この条例により、市民が市に対して公に意見を言うことが出来るようになる。
- ・ 市民もこれからはその責任を認識しないといけない。
- ・ この条例を市民が利用しやすいようにしないといけない。
- ・ この条例を市民に周知するために積極的に広報する必要がある。
- ・ 出来るだけカタカナは使わないようにする。
- ・ 市が積極的にまちづくりのための共通のテーマを打ち出せば市民も取り組みやすい。
- ・ 条例の中に行政にこのように取り組んで欲しいというような具体論は謳いにくい提言等の際に補足として記載しておく。
- ・ 市民公益活動の促進を図るという市の責務を検証するためにも推進会議が重要である。
- ・ 特定の市民に偏った参加でなく、多くの市民が交流し、自発的に提案を行えるものであり、要求型でなく建設的で具体的な提案である必要がある。
- ・ 市民が豊かな経験や専門性を活かすことのできるネットワーク型を目指すべき。

（2）リビエールホールの建設を題材として、この条例(案)の施行前後の変化について、シュミレーションを実施

(3) 条例(案)の名称について

- ・ 「柏原市まちづくり条例」ほか、誰もが親しみの持てるような名称を各自持ち帰って検討すること。

(4) 今後のスケジュールについて

- ・ 市への中間報告は8月28日(月)に行う。
- ・ この条例(案)について、市民の皆様には広報誌10月号、市のホームページ等でお知らせし、それについてのご意見等を頂く。そのうえで、10月下旬には市の方へ提言書を提出する。
- ・ 次回の会議は9月26日(火)午後2時からとする。